



# 国際評価基準審議会 (IVSC) の評議員会での 議論について

—2016年3月会議の概要—

IVSC評議員

やま だ たつ み  
**山田 辰己**

## 1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) の評議員会が2016年3月10日にワシントンDCの国際金融公社 (International Finance Corporation: IFC) で開催された (IFCは、評議員の1人であるEthiopia Tafara氏の勤務先である)。今回の評議員会の議論のうち、次の2点は、今後の展開が日本の関係者に影響を及ぼす可能性も考えられるので、本稿では、これらについて簡単に報告する。

- (a) 金融商品イニシアチブへの着手
- (b) 財務報告で用いられる企業評価及び無形資産に関する価値評価を行う新たな資格を創造しようとする米国での動向

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておく。

## 2 金融商品イニシアチブの概要

IVSCは、2015年10月の年次総会で、

国際評価基準 (International Valuation Standards: IVS) の品質の改善及び各国の評価専門職業組織 (Valuation Professional Organizations: VPOs) との対話の増進によるIVSへの支持の拡大などを旨として、IVSCの組織の見直しを決定した<sup>1</sup>。いくつかの改革項目のなかで、IVSの設定に関しては、IVSの品質向上を目指して、現在の国際評価基準理事会 (International Valuation Standards Board: IVSB) を「基準レビュー理事会 (Standards Review Board)」に変更し、その下に、新たに無形資産 (不動産並びに工場及び機械設備)、企業評価及び金融商品という3つの評価分野に対応した3つの専門基準理事会 (Special Standards Board) を創設することが決定された。このうち、金融商品に関する専門基準理事会については、その創設にニーズがあるのかどうかを見極めるため、さらに関係者と議論を行うことになっていた (IVSCでは、このプロジェクトを「金融商品イニシアチブ (Financial Instrument Initiative: FII)」と呼んでいる)。

これを受けて、2016年1月下旬に相次いで2つの会合が開催された。1つは、

証券監督者国際機構 (IOSCO) などの規制当局との会合であり、もう1つは、金融機関のリスク管理や評価の専門家との会合である。これらの会合では、金融商品の評価に関して規制当局や金融機関が懸念を抱いているかどうか、もしそうなら、それらの懸念にどのように対応するのがよいかに関して議論が行われた。それぞれの会合では、IVSCが、金融商品の評価に関するIVSをより品質の高いものにするために新たにに取り組むことに支持が表明された。これを受けて、今回の評議員会では、IVSCがFIIを進めるため、金融商品タスクフォース (Financial Instrument Task Force: FITF) を組成することが合意された。

### (1) FIIの目的

IVSCがFIIを行う目的は次のとおりである。

- (a) 財務報告及び規制目的のために高品質な評価基準を開発すること。
- (b) 金融商品の評価における首尾一貫性及び透明性を改善すること。
- (c) 金融商品に関する包括的なガバナンスを強化すること。

### (2) 2016年1月の2つの会合で指摘された懸念及びIVSCへの期待

2016年1月に行われた規制当局及び金融機関との会合では、主として、次の諸点が金融商品の評価に関する懸念として指摘された。

- (a) 金融機関の間に存在する同一の金融商品に対する評価額の大きな相違
- (b) 金融商品の非流動性と評価の関係
- (c) 公正価値の配分に関する透明性の欠如
- (d) 公開された情報間の比較可能性の欠如
- (e) 流動性調整を含めることへの支持
- (f) トレーディング部門、評価部門及び

会計部門との間のコミュニケーションの改善の必要性

2つの会合では、上記のような懸念の改善が必要であり、それをIVSCが担うべきことへの支持があった。そして、金融機関の代表、規制当局、評価実務者、会計基準設定主体、金融情報の提供者、投資家及び監査法人からなるFITFを組成することが必要であるとの認識が共有された。

### (3) FITFが取り上げる可能性のあるテーマ

今後、IVSCは、FITFの組成のために、IOSCOなどと相談のうえ、議長・委員の選任方法及び取り上げるべき議題などに関して検討を進める予定である。上記2つの会合から、FITFで取り上げるべき論点には次のようなものがある。

- (a) 首尾一貫したガバナンス及び評価基準に基づく原則
- (b) 活発な市場と流動性 (流動性及びファンディング調整を支持する。)
- (c) 存続期間にわたる予想損失測定と公正価値
- (d) モデル・リスク及び定期資金調達 (term funding)
- (e) 集中リスク及びブロッケージ割引
- (f) 価値の範囲・分布と一時点での評価に関する透明性の改善

## 3 米国における新しい資格制度の創設

IVSCは、2015年10月に承認した改革案のなかで、国際評価専門職業理事会 (International Valuation Professional Board: IVPB) を廃止して、IVSCの会員との連携の強化及びIVSの認知度の向上を図るための活動を行う「会員及び基準認識理事会 (Membership and Standards Recognition Board: MSRB)」を創設することを決定

している。

MSRBの果たすべき役割の1つとして、「各国の現在の資格制度に加えて (各国の資格を変更するものではない)、不動産、企業評価及び金融商品に関する新たな国際的な職業資格を開発する。」というものがある。

これに関連して、米国では、現在、財務報告に利用される企業評価及び無形資産に関する評価情報の提供を行う者が有していなければならない新しい資格を創設する動きがある。今回の評議員会では、この新資格は、米国においてのみ創設が検討されているもので、直ちにIVSCに影響を与えるものではないが、MSRBが今後検討する国際的な職業資格に影響を及ぼす可能性があるため、今後も米国の動向を注視していくことが合意された。本稿では、米国で議論されている新資格制度の概要を、わかる範囲で参考までに記述する。

米国証券取引委員会 (SEC) が、2011年に、財務報告に用いられている評価に関する情報を提供する者が評価に関する適切な知識を有していることが必要だとの問題提起をし、これを受けて、財務報告で用いられる評価情報を提供するための新たな資格を創設することが議論されている。

この資格の創設に関する検討は、American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)、American Society of Appraisers (ASA) 及びRoyal Institution of Chartered Surveyors (RICS) の3者が中心となって進めており、大手監査法人、IVSC及びThe Appraisal Foundation (TAF) がオブザーバーとして参加している。

新資格は、民間のVPOsが創設して維持・管理を行うもので、国家資格では

ない。また、財務報告に用いられている評価数値の提供は、この資格の保有者が提供したものに限定するかどうかははっきりしない(これはSECが決定することだと思われる。)。現在、上記3者は、新資格の業務範囲、資格要件、品質管理や準拠性などに関して遵守すべき事項などを含む新資格の枠組みを検討中である。また、この新資格を管理するVPOを新たに組成せずに、上記3者が、それぞれの組織から新資格(資格は3者で共通に管理することが念頭にある。)を発行できるようにする構想のようであるが、これには異論もあるようで、新VPOが蘇生される可能性もある。

現時点では、資格の名称も未定であるが、資格がカバーする評価の領域は、「企業評価」と「無形資産」だといわれている。この新資格が扱うのは、すでに触れているように、財務諸報告に用いられる評価情報のみであり、例えば、企業評価の場合、実際の企業結合取引の際に行う評価は、当該資格の対象外となるようである(ちなみに、AICPAには、実際の企業結合取引の際に行う評価を行う者に対して、ABV (Accredited in Business Valuation) という資格を提供している)。なお、これらの資格の内容に関

しては、今秋にもその内容を公表する予定ということである。

このように、米国での新資格の創設は、企業評価及び無形資産の評価に携わる者に、一定の知識と評価基準への準拠を求めることによって評価数値の信頼性を向上させようとする動きであり、この考え方が国際的標準となる可能性を秘めており、IVSCも注視している。

## 4 今後の予定

IVSCでは、IVSを検討するIVSBやアドバイザリー・フォーラムの会議が適宜に開催されているが、評議員会については、次回は、2016年6月9日及び10日にロンドンで開催される。また、年次総会は、10月10日から3日間インドネシアのバリ島で開催される。なお、IVSCの評議員は、2015年10月に決定した組織改革を行うための資金調達にも精力的に取り組んでいる。

### <注>

- 1 IVSCの2015年10月の年次総会については、本誌2016年2月号(No.727)に記事を掲載しているのので、参照いただきたい。